

業 務 方 法 書

昭和 61 年	3 月 17 日	認可施行
平成 2 年	4 月 19 日	一部変更認可
平成 4 年	2 月 29 日	一部変更承認
平成 5 年	12 月 24 日	一部変更認可
平成 10 年	5 月 29 日	一部変項承認
平成 15 年	3 月 27 日	一部変更承認
平成 23 年	3 月 31 日	一部変更承認
平成 25 年	6 月 14 日	一部変更承認
平成 30 年	6 月 22 日	一部変更承認

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この業務方法書は、定款第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる業務の方法を定め、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(業務の運営)

第 2 条 公益社団法人 山形県社会福祉振興会（以下「振興会」という。）の業務は、定款、その他関係法令及びこの業務方法書の定めるところにより行う。

第 2 章 運営資金の貸付事業

第 3 条 定款第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づく運営資金の貸付事業は、本章の規定によるほか別に会長が定める運営資金貸付規程による。

(貸付の対象者)

第 4 条 貸付の対象者は、社会福祉に係る非営利の個人又は団体とする。

(貸付金の使途)

第 5 条 貸付金の使途は、社会福祉法人等の運営管理、社会福祉事業施設の維持、補修、又は社会福祉事業従事職員の研修事業、若しくは福利厚生事業等に必要な資金とする。ただし、旧債務返済資金又は転貸資金は融資しない。

(利 率)

第 6 条 貸付金の利率は、年 3.0 パーセントとする。

2 前項に規定する貸付利率によって算定した利息に円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(償還期間及び方法)

第7条 貸付金の償還期間は、貸付の日から一年以内とし、償還は割賦償還又は一時払いの方法によるものとする。

(貸付金の限度)

第8条 貸付金の限度額は、500万円以内とする。

(違約金)

第9条 借受者が支払い期限までに元利金を納入しないときは、支払い期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その延滞した金額に年10.75パーセントの割合で計算した違約金を徴収する。

2 前項の規定により算定した違約金に円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(保証人)

第10条 借受者は、保証能力が確実と認められる連帯保証人をたてなければならない。

2 連帯保証人は、借受者である法人又は任意団体の役員又は代表者を原則とする。

(貸付の方法)

第11条 貸付の方法は、証書貸付とする。

第3章 退職共済事業

第1節 総則

(目的)

第12条 定款第4条第1項第1号の規定に基づく退職共済事業は、本章の規定によるほか、別に会長が定める退職年金事業運営規程による。

(用語の意義)

第13条 本章および次章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員 定款第5条第1項に規定する者をいう。
- (2) 被共済職員 会員に使用され、社会福祉を目的とする事業の業務に常時従事する者（1年に満たない期間を定めて使用される者を除く。）をいう。
- (3) 掛金甲 会員が負担する掛金をいう。
- (4) 掛金乙 被共済職員が負担する掛金をいう。

(退職共済事業の種類)

第14条 退職共済事業の種類は、次の2種とする。

- (1) 第一種退職共済事業 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律155号。以下「退職手当共済法」という。）の適用を受けない被共済職員を対象に会員が加入する退職共済事業。
- (2) 第二種退職共済事業 退職手当共済法の適用を受ける被共済職員を対象に会員が加入する退職共済事業。ただし、退職手当共済法の適用を受けない被共済職員であっても、会員が理事会の承認を得た場

合は退職共済事業に加入できる。

第2節 給付

(給付の種類)

第15条 この退職共済事業による給付（以下「給付」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 退職年金
- (2) 退職一時金
- (3) 遺族一時金
- (4) 退会給付金

(退職年金の支給要件)

第16条 退職年金は、被共済職員が掛金の納付期間15年以上かつ年齢満50歳以上で退職したとき、その者に支給する。

(退職年金の支給期間)

第17条 退職年金の支給期間は、次の各号の一に掲げる日の属する月の翌月から選択により10年又は15年とする。

- (1) 被共済職員が退職した日
- (2) 退職した被共済職員が据置を希望したときは、満60歳又は満65歳になった日

(退職年金の月額)

第18条 退職年金の月額は、次の各号の算式により計算される金額とする。

- (1) 前条第1号に該当する場合
退職時平均本俸月額×年金支給率

- (2) 前条第2号に該当する場合
退職時平均本俸月額×年金支給率×据置期間別乗率

2 前項の年金支給率及び据置期間別乗率はそれぞれ別表1及び別表3による。

(退職年金の一時払い)

第19条 退職年金は、第16条により退職年金を受ける権利を取得した者が希望したとき、将来の年金の支給に代えて当該年金の現価相当額を一時に支払う。

2 前項の一時払いの割合は、次の各号より選択するものとする。ただし、第2号、第3号の割合を選択する場合は退職時に限るものとする。

- (1) 退職年金の現価相当額の100パーセント
- (2) 退職年金の現価相当額の50パーセント
- (3) 退職年金の現価相当額の30パーセント

3 前項の各号により一時払いを選択した後の退職年金の月額は、次の各号の一に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号の場合 支給しない
- (2) 前項第2号の場合 第18条により計算された額の50パーセント
- (3) 前項第3号の場合 第18条により計算された額の70パーセント

(退職一時金の支給要件)

第20条 退職一時金は、被共済職員が退職年金の支給要件を満たさないで退職したとき、

その者に支給する。

(退職一時金の額)

第 21 条 退職一時金の額は、次の算式により計算された額とする。

退職時平均本俸月額×一時金支給率

2 前項の一時金支給率は別表 2 による。

(遺族一時金の支給要件)

第 22 条 遺族一時金は、次の各号の一に該当したとき、その遺族に支給する。

(1) 被共済職員が死亡したとき

(2) 退職年金を受ける権利を有する者が死亡したとき

(遺族一時金の額)

第 23 条 遺族一時金の額は、次の各号の一に掲げる額とする。

(1) 前条第 1 号の場合 死亡を退職とみなし第 21 条の規定により計算される額

(2) 前条第 2 号の場合 死亡時の年金現価相当額

(退会給付金の支給要件)

第 24 条 退会給付金は、会員が退会し又は被共済職員が会員に申し出て被共済職員でなくなったとき、その者に支給する。

(退会給付金の額)

第 25 条 退会給付金の額は、次の算式によって計算された金額を支給する。

第一種退職共済事業被共済職員の場合 第 21 条の規定によって計算される退職一時金の額を 100 分の 15.3 で除し、その額に 100 分の 4 を乗じて得た金額

第二種退職共済事業被共済職員の場合 第 21 条の規定によって計算される退職一時金の額を 100 分の 6.6 で除し、その額に 100 分の 3.3 を乗じて得た金額

(退職年金の支給時期)

第 26 条 退職年金は、毎年 2 月、5 月、8 月及び 11 月の 4 期に、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、退職年金を受ける権利が消滅したときは、その支給時期にかかわらず、その月までの未支給分を支給する。

(未支給の年金)

第 27 条 退職年金受給中の者が死亡したときは、その者に支給すべき年金に未支給分があるときは、これを遺族に支給する。

(退職一時金及び遺族一時金の支給時期)

第 28 条 退職一時金及び遺族一時金は、当該一時金の支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに支給する。

2 退職年金の一時払いの時期及び退会給付金の支給時期は、前項を準用する。

(遺族の範囲及び順位)

第 29 条 第 22 条及び第 27 条の規定による給付を遺族に支給するときの範囲及び順位は、退職手当共済法の規定するところによる。

(給付の請求及び支給)

第 30 条 給付の請求は、会員から振興会に対する請求書の提出によって行い、給付金の支給は次のとおりとする。

- (1) 退職年金は振興会が退職した被共済職員に対し支給する。
- (2) 前号以外の給付は振興会が会員に対し支給し、これを受けた会員は給付を受ける権利を有する者に遅滞なく支払わなければならない。ただし、会員が定款第8条、第9条又は第10条により会員の資格を喪失した場合は、被共済職員に支給するものとする。

(過払いの調整)

第31条 退職年金を受ける権利を有する者が死亡したとき、遺族からの死亡の届出が遅れたことなどの事由により年金の過払いが生じたときは、第23条の規定により支給する遺族一時金から差し引き調整する。

(受給権の制限)

第32条 会員及び被共済職員が、次の各号の一に該当する場合には、第21条の規定によって計算される退職一時金の一部を支給する。

- (1) 定款第9条に規定する除名により会員でなくなったとき。
- (2) 被共済職員が自己の犯罪行為、その他これに準ずべき重大な非行により退職したとき。

2 前項の規定による支給額は、次の算式によって計算された金額とする。

第一種退職共済事業被共済職員の場合 第21条の規定によって計算される退職一時金の額を100分の15.3で除し、その額に100分の4を乗じて得た金額

第二種退職共済事業被共済職員の場合 第21条の規定によって計算される退職一時金の額を100分の6.6で除し、その額に100分の3.3を乗じて得た金額

(退職共済事業の種類の変更等)

第33条 会員が退職手当共済法第2条2項に定める経営者となったとき又は経営者でなくなったとき若しくは被共済職員の人事異動等により、第14条に定める退職共済事業の種類の変更しなければならないときは、会員はその旨を会長に申し出なければならない。

2 前項の規定により適用の変更をした場合の被共済職員の各給付金の額の算定は、第18条及び第21条の規定にかかわらず、次の各号により算定して得た額の合算額に、被共済職員期間が5年未満の者にあつては100分の80を、5年以上10年未満の者にあつては100分の90を、10年以上の者にあつては100分の100を乗じて得た額とする。この場合、変更前の種類における各給付金の額の算定の基礎となる平均本俸月額については、変更前の本俸月額に相当する等位等給若しくはそれに準じて得られる退職時における本俸月額とし、また、退職年金の支給要件を満たす15年間の被共済職員期間とは、第一種、第二種双方の期間を通算した被共済職員期間による。

(1) 第一種退職共済事業の被共済職員期間分

退職年金月額 退職時平均本俸月額に第一種退職共済事業の被共済職員期間に応じ別表1に定める支給率を乗じて得た額

退職一時金及び遺族一時金 退職時平均本俸月額の100分の14に相当する額に第一種退職共済事業被共済職員期間の月数を乗じて得た額

(2) 第二種退職共済事業の被共済職員期間分

退職年金月額 退職時平均本俸月額に第二種退職共済事業の被共済職員期間に応じ別表1に定める支給率を乗じて得た額

退職一時金及び遺族一時金 退職時平均本俸月額の100分の6に相当する額に第二種退職年金事業被共済職員期間の月数を乗じて得た額

なお、退職年金を受ける権利を有する者が据置を希望したときは、その者の年金月額は別表3に定める据置期間別乗率を乗じて得た額とする。

(端数の処理)

第34条 退職年金の支給月額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項以外の給付額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第3節 掛 金

(掛 金)

第35条 会員は、給付に要する費用に充てるため、次の各号に掲げる退職共済事業の種類区分により、当該各号に規定する掛金を振興会に毎月納入しなければならない。

(1) 第一種退職共済事業 掛金の月額は、毎年5月1日現在における本俸月額（その額が45万円を超えるときは45万円とする。以下同じ。）に100分の11.3を乗じて得た掛金甲及び100分の4を乗じて得た掛金乙の合算額とし、その年の5月分から翌年の4月までの12ヶ月間適用（ただし、6月以降に新たに加入しようとする者の場合は、加入しようとする月の本俸月額とし、最初に到来する4月分までの各月に適用する。以下同じ。）する。

(2) 第二種退職共済事業 掛金の月額は、毎年5月1日現在における本俸月額に100分の3.3を乗じて得た掛金甲及び100分の3.3を乗じて得た掛金乙の合算額とし、その年の5月分から翌年の4月分までの12ヶ月間適用する。

2 前項の規定により算定した掛金に円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(納入期限)

第36条 毎月納入すべき掛金の納入期限は、当該月の末日とする。ただし、末日が土曜日、日曜日、休日又は祝祭日に当たるときは、その翌日において最も近い土曜日、日曜日、休日及び祝祭日でない日とする。

(延滞金)

第37条 会員が納入期限までに掛金を納入しなかったときは、未納掛金額にその納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を納入しなければならない。ただし、特別の事情があると

会長が認めたときは、延滞金を減免することができる。

- 2 前項の規定により算出した延滞金に円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

第4節 制度の運営

(年金資産の管理運用)

第38条 振興会は、退職共済事業に係る年金資産の管理運用業務を、信託会社（信託業務を行う銀行を含む。）への指定金銭信託契約による委託運用を行うほか、自家運用を行うことができる。

- 2 第35条の定めにより納入された掛金の全部又は一部を追加信託する。その場合納入された翌月の20日（休業の場合は翌営業日。）に信託する。

- 3 委託運用並びに自家運用間における、各運用財産の移動を認めるものとする。

(事務の委託)

第39条 振興会は、前条により締結した指定金銭信託契約の他、業務委託契約並びに総幹事契約書等に基づき年金資産の管理・運用及び支給事務を信託銀行に委託する。

(年金財政の再検討)

第40条 振興会は、3年毎に掛金率及びその計算基礎の再検討を行うものとし、必要があると認めたときは、適正な修正を行う。

(退職共済事業の改廃)

第41条 この退職共済事業は、経済情勢の変化又は社会保障制度等の変更等により改廃することがある。

(基金の分配)

第42条 前条によりこの退職共済事業を廃止したときは、年金資産は退職年金を受ける権利を有する者に退職年金の現価相当額に達するまで当該現価相当額に比例して分配するものとし、なお残余があるときは振興会に帰属する。

第5節 雑 則

(譲渡等の禁止)

第43条 給付を受ける権利は、これを譲渡し又は担保に供してはならない。

(時 効)

第44条 給付を受ける権利は、5年を経過したときは時効によって消滅する。

(受給権者の届出義務)

第45条 給付を受ける権利を有する者は、次の各号に定めるものを会員に提出するものとする。

- (1) 住所及び印鑑についての届
- (2) 年金又は一時金の受領方法についての届
- (3) その他会員が必要と認める書類

- 2 前項により提出したのものについて変更があったときは、すみやかに会員に届け出るも

のとする。

- 3 給付を受ける権利を有する者が死亡したときは、遺族は死亡を証明する書類を会員に提出するものとする。ただし、会員が定款第8条、第9条又は10条により会員の資格を喪失した場合は、被共済職員が振興会に提出するものとする。

(被共済職員名簿の備え)

第46条 振興会は、退職共済事業の種類毎に次の各号に掲げる事項を記載した被共済職員名簿を備え付け、常に被共済職員の状況を明らかにするものとする。

- (1) 被共済職員の氏名、生年月日及び被共済職員期間
- (2) 被共済職員の本俸月額（昇給等の場合はその年月日）
- (3) 会員及び被共済職員の掛金の納入状況
- (4) 会員の氏名又は名称及び住所
- (5) その他、会長において必要と認めた事項

(平均本俸月額)

第47条 この退職共済事業における退職時平均本俸月額とは、退職（死亡による退職を含む。）した被共済職員の被共済職員期間の計算の基礎となった最後の6ヶ月の本俸月額の総額を6で除して得た額とする。ただし、その額が45万円を超えるときは45万円とする。

- 2 前項の平均月額の算定にあたっては、算定期間中に特別昇給等があった場合は、当該特別昇給がなかったものとして算定する。

(被共済職員期間の計算)

第48条 退職年金及び退職一時金の算定の基礎となる被共済職員期間の計算は、被共済職員となった日の属する月から、退職した日の属する月までの期間をいう。ただし、旧退職手当共済事業として掛金を納入していた期間はこれを全期間通算するものとし、会員が掛金を納入しなかった月があるときは、その月は算入しない。

- 2 被共済職員が退職した場合において、その者が退職年金又は退職一時金の支給を受けずに退職の日から起算し、1カ月以内に再び被共済職員となったときは、前項の規定による被共済職員期間の計算については、引き続き被共済職員であったものとみなす。

(年金現価の計算)

第49条 この退職共済事業において退職年金の現価相当額とは、次の各号により計算される金額をいう。

- (1) 年金受給中 $\text{退職年金の月額} \times \text{残余支給期間別乗率}$
- (2) 退職時以降据置期間中 $\text{退職年金の月額} \times \text{残余据置期間別乗率}$

- 2 前項第1号の残余支給期間は、年金の支給期間（10年又は15年）から当該年金の支給済みの期間を控除した期間をいうものとし、乗率は別表4による。又前項第2号の残余据置期間別乗率は別表5による。

(据置期間等)

第50条 この退職共済事業において据置期間とは、退職した日の属する月の翌月から満60歳又は満65歳になる日の属する月までの期間をいうものとし、残余据置期間とは、

年金の一時払及び遺族一時金の支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から満 60 歳又は満 65 歳になる日の属する月までの期間をいうものとする。

第 4 章 福利厚生事業

第 51 条 定款第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づくその他公益目的を達成するために必要な事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 生活資金貸付事業
- (2) 弔慰金給付事業
- (3) その他福利厚生事業

2 事業の運営は、本章の規定によるほか別に定める「生活資金貸付規程」及び「弔慰金給付規程」によるものとし、その他福利厚生事業については会長が別に定めるものとする。

第 1 節 生活資金の貸付

(貸付の事由)

第 52 条 振興会は、被共済職員期間が 2 年以上である職員が資金の必要があると認められるときは、その申請によって貸付を行う。

(貸付金の限度額)

第 53 条 貸付金の限度額は、被共済職員が貸付けを受けようとする時点で、第 19 条第 2 項第 1 号及び第 21 条の規定に基づいて支払われるべき退職一時金の範囲内とし、最高限度額を 500 万円とする。

2 前条各号の貸付は、これを重複することができる。この場合の貸付金の最高限度額は前項の規定によるものとする。

(貸付利率)

第 54 条 貸付利率は、年 3.0 パーセントとし、貸付決定の翌月から償還の日までの期間について計算する。

2 前項の規定にする貸付利率によって算定した利息に円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(償還期間)

第 55 条 貸付金の償還期間は、貸付決定の翌月から 10 年以内とする。

(貸付の申請)

第 56 条 貸付を受けようとする被共済職員（以下「借受申請者」という。）は、貸付申請書に所定の事項を記入のうえ別に定めた書類とともに、会員を経て会長に提出しなければならない。

2 会員は、前項の申請書を受けたときは、申請の理由、金額及び償還能力等について調査し、必要があると認めるときは、意見を付して会長に送付しなければならない。

(連帯保証人)

第 57 条 借受申請者は、貸付を受けるに当たって確実な連帯保証人 1 名をたてなければならない。

2 連帯保証人は、原則として被共済職員とする。

(貸付の決定)

第 58 条 会長は、第 56 条に規定する借受申請書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を審査して、貸付の可否及び金額、期間を決定し、会員を経て借受申請者に貸付決定通知書により通知する。

(償 還)

第 59 条 被共済職員が資金の貸付を受けたときは、貸付を受けた月の翌月から、貸付決定通知書に定める期間内において毎月又は半年均等に第 54 条に定める利率によって算定した利息とともに、月賦又は半年賦償還しなければならない。

2 借受人は、被共済職員でなくなったときは、すみやかに借受金の残額及び利息を一時に償還しなければならない。

(延滞損害金)

第 60 条 借受人が、貸付決定通知書に定められた償還期日までに貸付金及び利息の償還を終わらないときは、当該償還を終わらない金額について、年 10.75 パーセントの割合をもって、償還期日の翌日から償還の日までの日数により計算した延滞損害金を徴収する。

2 前項の規定により算定した延滞損害金に円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(弁済の手続)

第 61 条 会員は、借受人のその月における償還額をその月の給料の額から引き去り、第 36 条に規定する期限までに納付しなければならない。

第 2 節 弔慰金の給付

(弔慰金)

第 62 条 被共済職員が、被共済職員期間中に死亡したときは、次の各号に掲げるところにより弔慰金を給付する。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 被共済職員期間が 10 年未満の者 | 3 万円 |
| (2) 被共済職員期間が 10 年以上の者 | 5 万円 |

(給付の手続)

第 63 条 会員は、弔慰金請求書に所定の事項を記入のうえ、死亡を証明する書類を添付し、会長に提出するものとする。

附 則

1 この業務方法書は、昭和 61 年 3 月 17 日から施行する。

2 昭和 60 年 3 月 31 日において、山形県民間社会福祉事業職員共済会に加入した職員で、引き続き振興会の正会員に使用され、第二種退職手当共済の適用を受ける者に係る退職手当金の支払にあたっては、昭和 60 年 3 月 31 日にまでには第 19 条の規定にかかわらず、次の各号により算定して得た額の合算額に、被共済職員期間が 5 年を超えない者にあつては 100 分の 80 を、5 年を超え 10 年を超えない者にあつては 100 分の 90 を、10 年を超える者にあつては 100 分の 100 を乗じて得た額とする。

(1) 昭和 60 年 3 月 31 日における本俸月額に相当する等位等級若しくはそれに準じて得られる退職時におけるその者の本俸月額の 100 分の 7.5 に相当する額に、昭和 60 年 3 月 31 日までの加入月数を乗じて得た額

(2) 平均本俸月額の 100 分の 6 に相当する額に昭和 60 年 4 月 1 日から退職時までの加入月数を乗じて得た額

3 第 24 条第 1 項第 2 号中の 100 分の 3.1 とあるのは、昭和 61 年 3 月 17 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの期間は、100 分の 2.5、昭和 61 年 4 月 1 日から昭和 62 年 3 月 31 日までの期間は 100 分の 2.7、昭和 62 年 4 月 1 日から昭和 63 年 3 月 31 日までの期間は 100 分の 2.9 と読み替えるものとする。

附 則

1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。[第 7 条. 第 8 条. 第 9 条 1-(2). 第 31 条. 第 35 条 1. 第 42 条 1・3]

附 則

1 この附則は、知事の承認のあった日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。[附則 2]

2 昭和 60 年 3 月 31 日において、山形県民間社会福祉事業職員共済会に加入していた職員で、引き続き振興会の正会員に使用され、第二種退職手当共済の適用を受ける者に係る退職手当金の支払にあたっては、第 19 条の規定にかかわらず、次の各号により算定して得られる額のうち、いずれか大きい額を支給する。ただし、被共済職員期間が 10 年を超えない者はその額に 100 分の 90 を乗じて得た額とする。

(1) 第 19 条により算定して得た額

(2) イ及びロにより算定して得た額の合算額

イ 昭和 60 年 3 月 31 日における本俸月額に相当する等位等級若しくは、それに準じて得られる退職時におけるその者の本俸月額の 100 分の 7.5 に相当する額に、昭和 60 年 3 月 31 日までの加入月数を乗じて得た額

ロ 平均本俸月額の 100 分の 6 に相当する額に昭和 60 年 4 月 1 日から退職時までの加入月数を乗じて得た額

附 則

1 この業務方法書は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。[第 4 条 1(3). 第 6 条. 第 7 条. 第 9 条. 第 10 条 2. 第 3 章. 第 12 条. 第 13 条 1(1)~(3). 第 14 条. 第 3 章第 2 節.]

第 15 条～第 31 条. 第 32 条 1-(2)・2. 第 33 条～37 条. 第 3 章第 4 節. 第 38 条～第 45 条. 第 46 条 1-(2)～(4). 第 47 条 1. 第 48 条～第 51 条. 第 53 条 1. 第 54 条. 第 56 条. 第 58 条. 第 59 条 1. 第 60 条. 第 61 条. 第 4 章第 2 節. 第 62 条. 第 63 条]

2 昭和 60 年 3 月 31 日において、山形県民間社会福祉事業職員共済会に加入していた職員で、引き続き正会員に使用される第二種退職年金の適用を受ける被共済職員に係る給付にあたっては、第 3 章の退職年金事業の規定にかかわらず、次の各号により算定して得られる額のうち、いずれか大きい額を支給する。ただし、被共済職員期間が 10 年を超えない者はその額に 100 分の 90 を乗じて得た額とする。

(1) 第 3 章の退職年金事業の規定により算定して得た額

(2) イ及びロにより算定して得た額の合計額

イ 昭和 60 年 3 月 31 日における本俸月額に相当する等位等級、若しくはそれに準じて得られる退職時におけるその者の本俸月額の 100 分の 7.5 に相当する額に、昭和 60 年 3 月 31 日までの被共済職員期間の月数を乗じて得た額

ロ 平均本俸月額の 100 分の 6 に相当する額に、昭和 60 年 4 月 1 日から退職時までの被共済職員期間の月数を乗じて得た額

附 則

1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。[第 5 条. 第 6 条. 第 8 条. 第 18 条. 第 33 条. 第 49 条 2. 第 54 条. 第 62 条]

附 則

1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。[第 4 条. 第 14 条 1(1). 第 18 条 2. 第 25 条. 第 32 条 2. 第 33 条. 第 35 条 1(1)・(2). 第 49 条 2]

2 第 25 条及び第 32 条第 2 項中 100 分の 15.3 とあるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの期間は、100 分の 14.2、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの期間は、100 分の 14.75 と、また、100 分の 6.6 とあるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの期間は、100 分の 6.1、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの期間は、100 分の 6.35 と、また、100 分の 3.3 とあるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの期間は、100 分の 3.1、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの期間は、100 分の 3.2 と読み替えるものとする。

3 第 35 条第 1 項第 1 号中 100 分の 11.3 とあるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの期間は、100 分の 10.2、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの期間は、100 分の 10.75 と、また、同条同項第 2 号掛金甲における 100 分の 3.3 とあるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの期間は、100 分の 3.0、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの期間は、100 分の 3.15 と、及

び掛金乙における 100 分の 3.3 とあるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの期間は、100 分の 3.1、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの期間は、100 分の 3.2 と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この業務方法書は、平成 25 年 6 月 14 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この業務方法書は、平成 30 年 6 月 22 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。